

沼津市営墓地条例の一部改正について

沼津市営墓地条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和8年6月5日提出

沼津市長 頼 重 秀 一

沼津市営墓地条例の一部を改正する条例

沼津市営墓地条例（昭和44年条例第13号）の一部を次のように改正する。

第11条第2項中「900円」を「1,100円」に改める。

付則第4項第1号中「1,800円」を「2,200円」に改め、同項第2号中「1,000円」を「1,200円」に改める。

付 則

この条例は、令和8年10月1日から施行する。

「提案理由」

受益者負担の適正化を図るため、管理手数料を改めるものである。